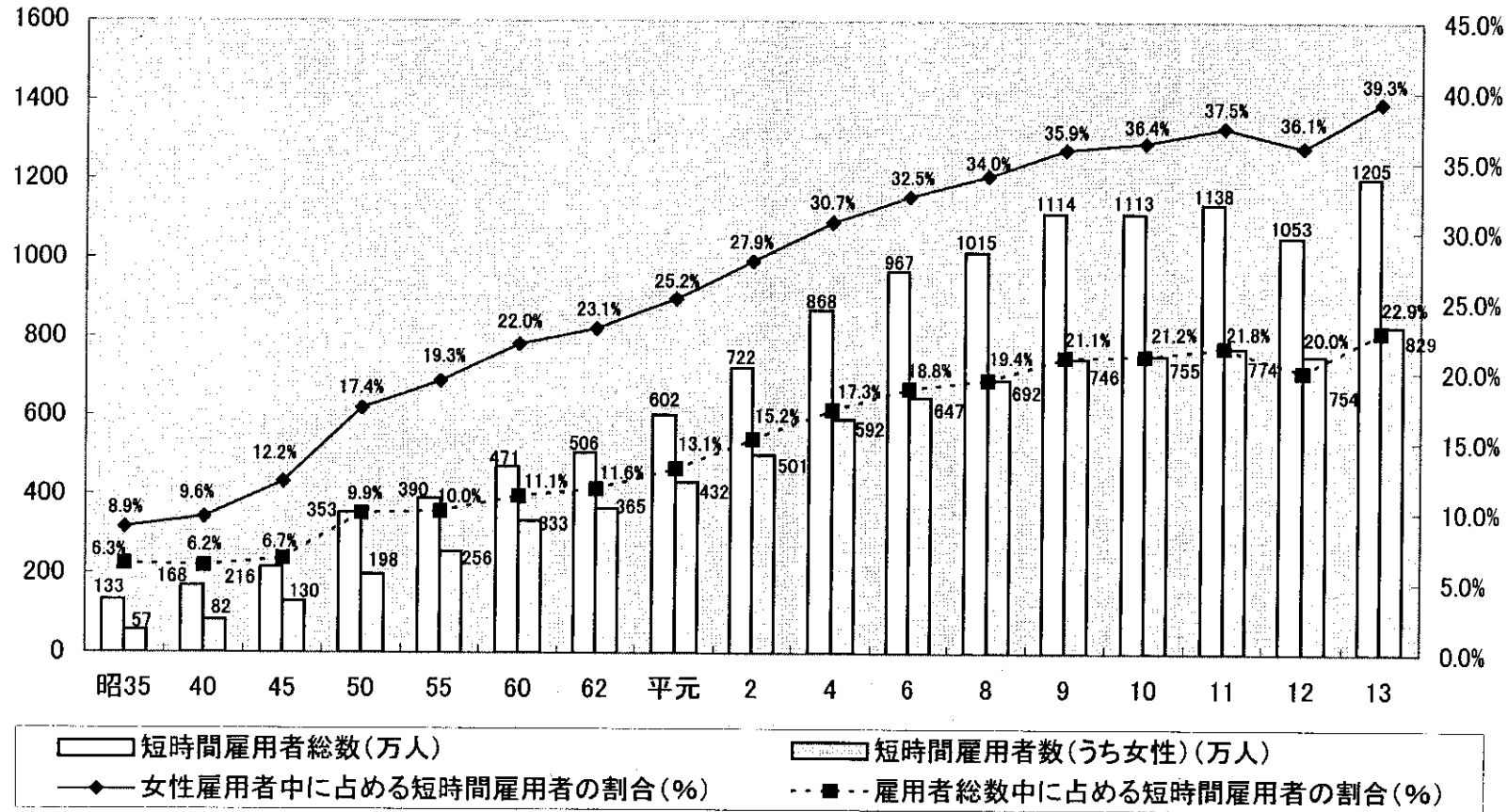


資料集(パート編)

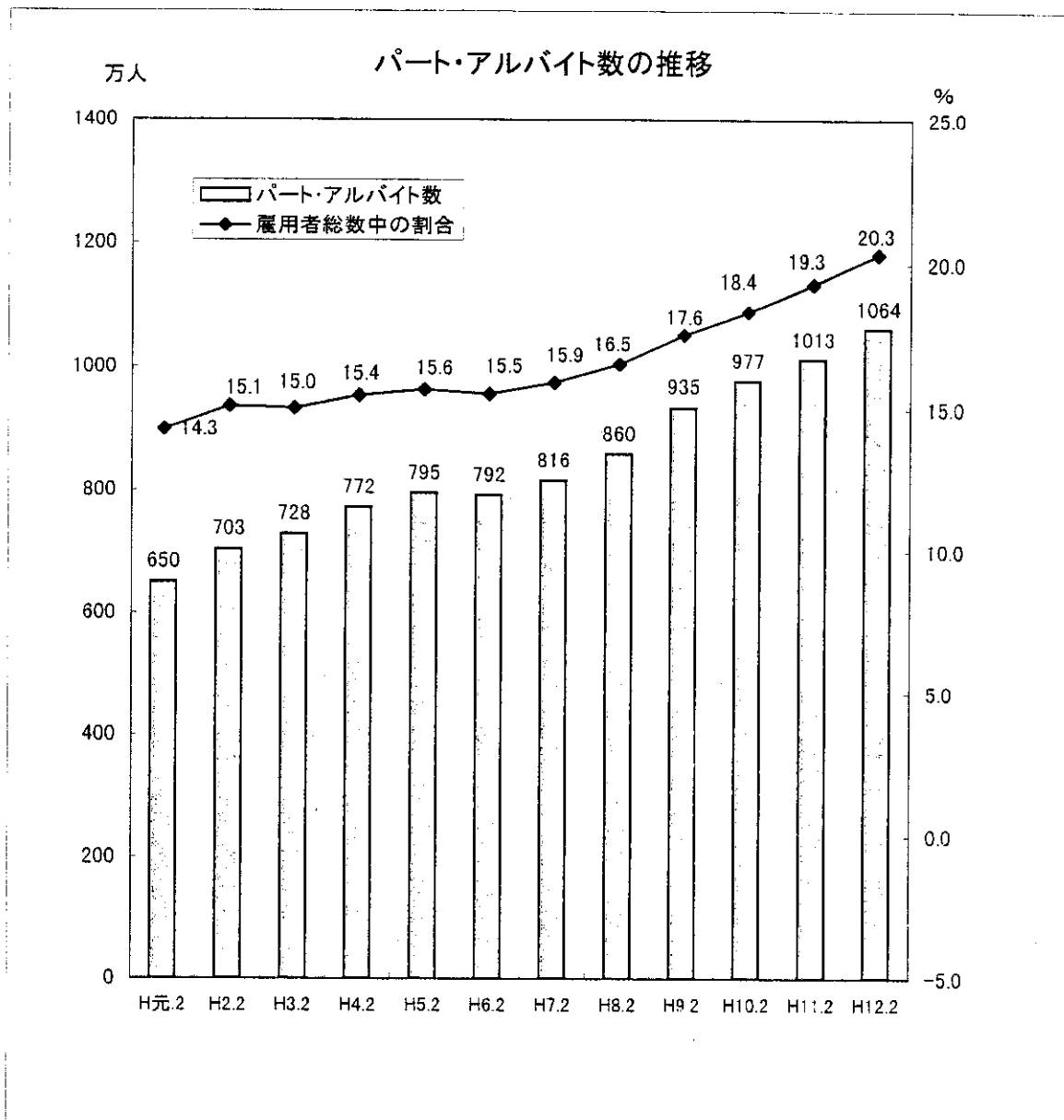
	頁
・短時間雇用者数の推移(非農林業)	1
・パート・アルバイト数の推移	2
・就業形態の多様化について	3
・男子雇用者の現状について	4
・女子雇用者の現状について	5
・週就業35時間未満の者の分布(業種別)	6
・産業別、パートタイム労働者比率	7
・職業別短時間従業者比率(男女計)	8
・性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり 所定内給与額の推移	9
・女子パートタイム労働者の年収について	10
・パートタイム労働者の有効求人倍率の推移	11
・パートタイム労働者を雇用する理由別事業所割合	12
・パートタイムで働く理由別労働者割合	13
・パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数	14
・近年における厚生年金被保険者数等の推移	15
・厚生年金被保険者比率等(対人口)の推移	16
・厚生年金被保険者比率、35h未満雇用者(対雇用者)の推移	19
・年齢別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者)の推移	22
・業態別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者)の推移	25
・年金保険(医療保険)における被保険者の区分について	26
・社会保険の加入状況別パート労働者割合	27
・就業形態別社会保険の適用状況	28
・多様な就業形態のあり方に関する調査研究【(財)21世紀職業財団】	29
・パート労働者の課題と対応の方向性 (パートタイム労働研究会中間とりまとめのポイント)	40

短時間雇用者数の推移(非農林業)



注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

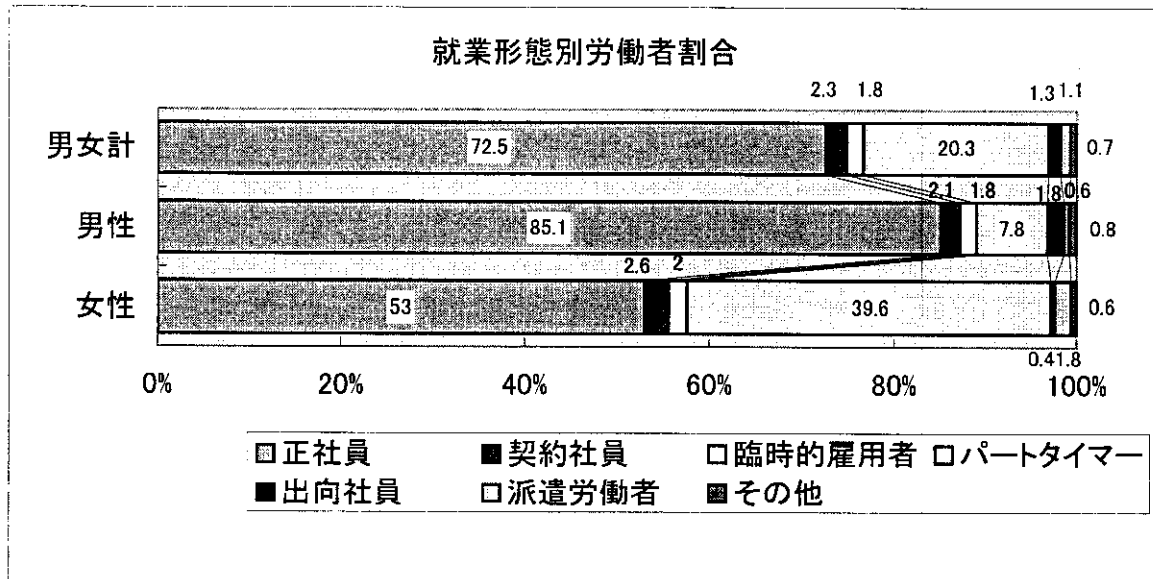
資料出所:総務庁統計局「労働力調査」



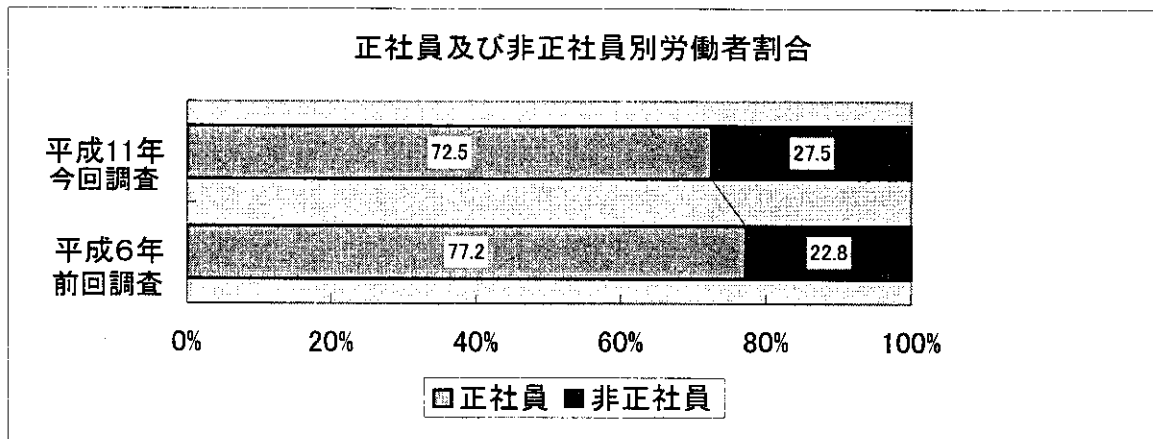
資料出所:総務省統計局「労働力調査特別調査」

- (注) 「パート・アルバイト」とは、勤め先における呼称がパート、アルバイトである雇用者をいう。
 (備考) 総務省統計局「労働力調査」(平成12年)によれば、「短時間雇用者」(週間就業時間が35時間未満の雇用者)は1,053万人となっており、雇用者総数の20.0%を占めている。

就業形態の多様化について



※調査対象事業所における労働者割合。



非正社員の就業形態別労働者割合(%)

計	契約社員		短時間のパート		出向社員		派遣労働者	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
100	2.3	1.7	14.5	13.7	1.3	1.4	1.1	0.7

注:「短時間のパート」の前回は「パートタイマー」の数値。

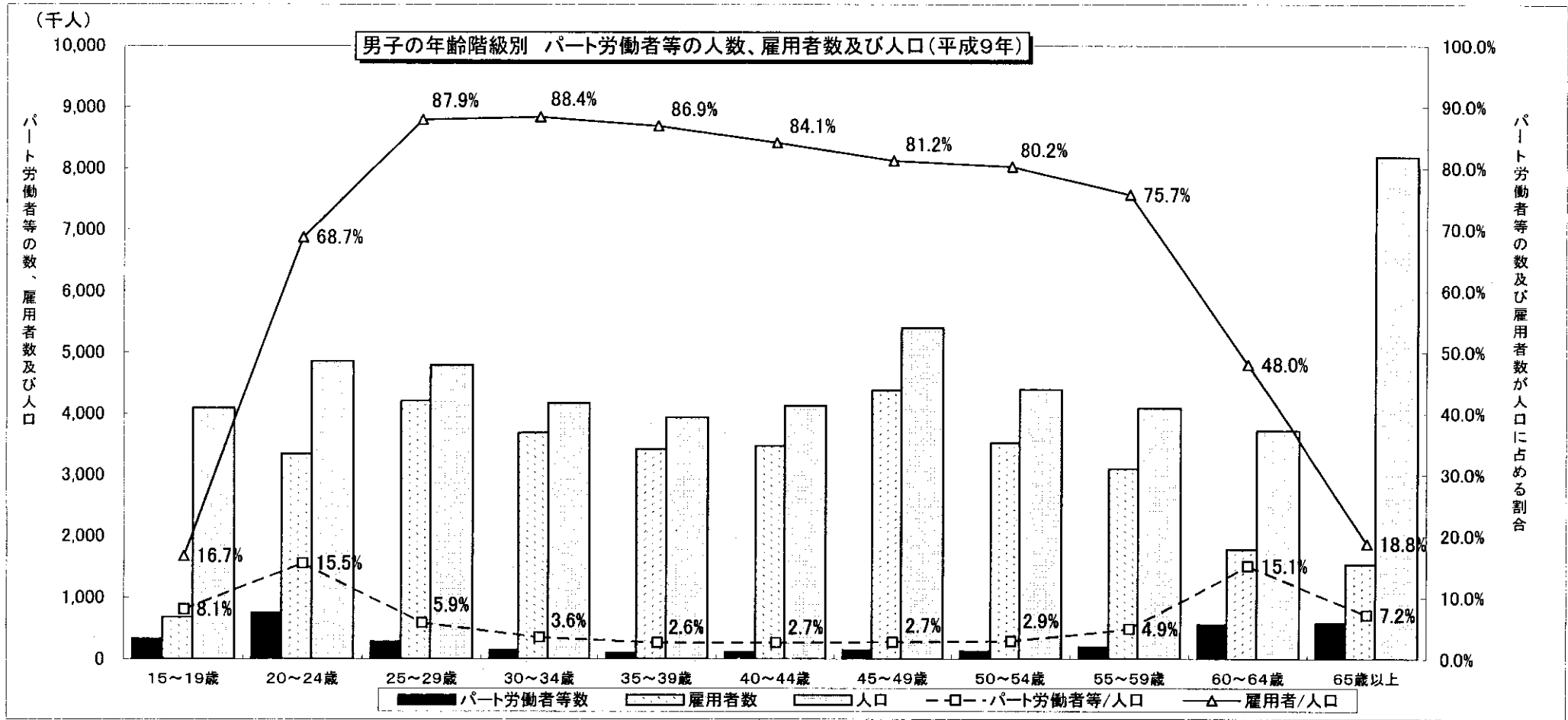
注:「パートタイマー」は「短時間のパートタイマー」及び「その他のパートタイマー」を含む。

「短時間のパートタイマー」は、いわゆる正社員より1日の所定労働時間が短い、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めがない者。

「その他のパートタイマー」は、いわゆる正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

資料出所:労働省「平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

男子雇用者の現状について



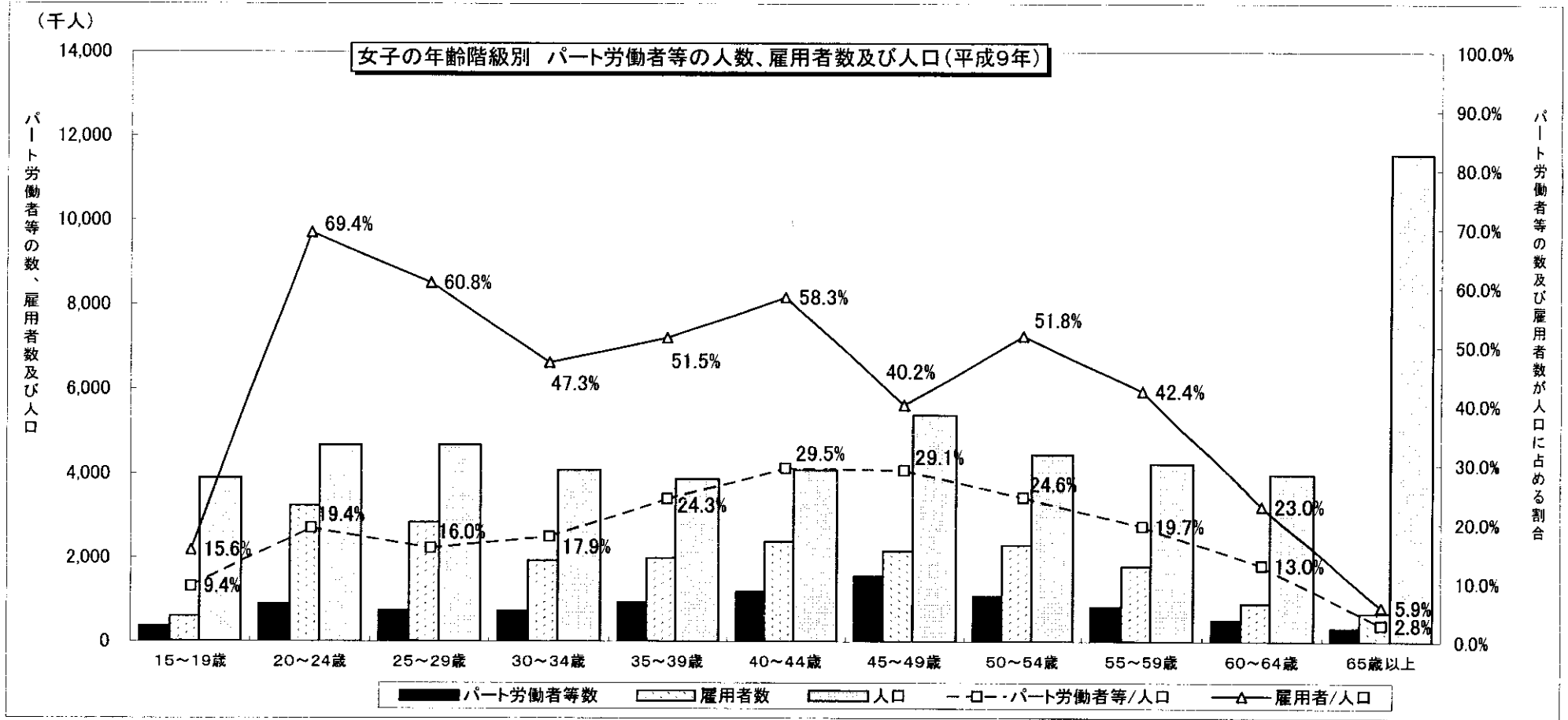
	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	年齢計	割合
人口 (千人)	4091	4857	4789	4169	3934	4126	5398	4391	4090	3722	8181	51,748	100.0%
雇用者数	685	3338	4210	3684	3418	3472	4381	3522	3096	1787	1537	33,130	64.0%
パート等労働者数	331	755	283	148	104	110	147	127	200	563	587	3,355	6.5%

(出典) 総務庁統計局 「平成9年 就業構造基本調査報告」

(注) 「パート労働者等」については、雇用者のうち、民間の役員及び正規の職員・従業員のいずれにも該当しない者として計算した。

(注) 「パート労働者等」については、職場における呼称による分類であることから、厚生年金保険の適用と直接の対応はないことに留意する必要がある。

女子雇用者の現状について



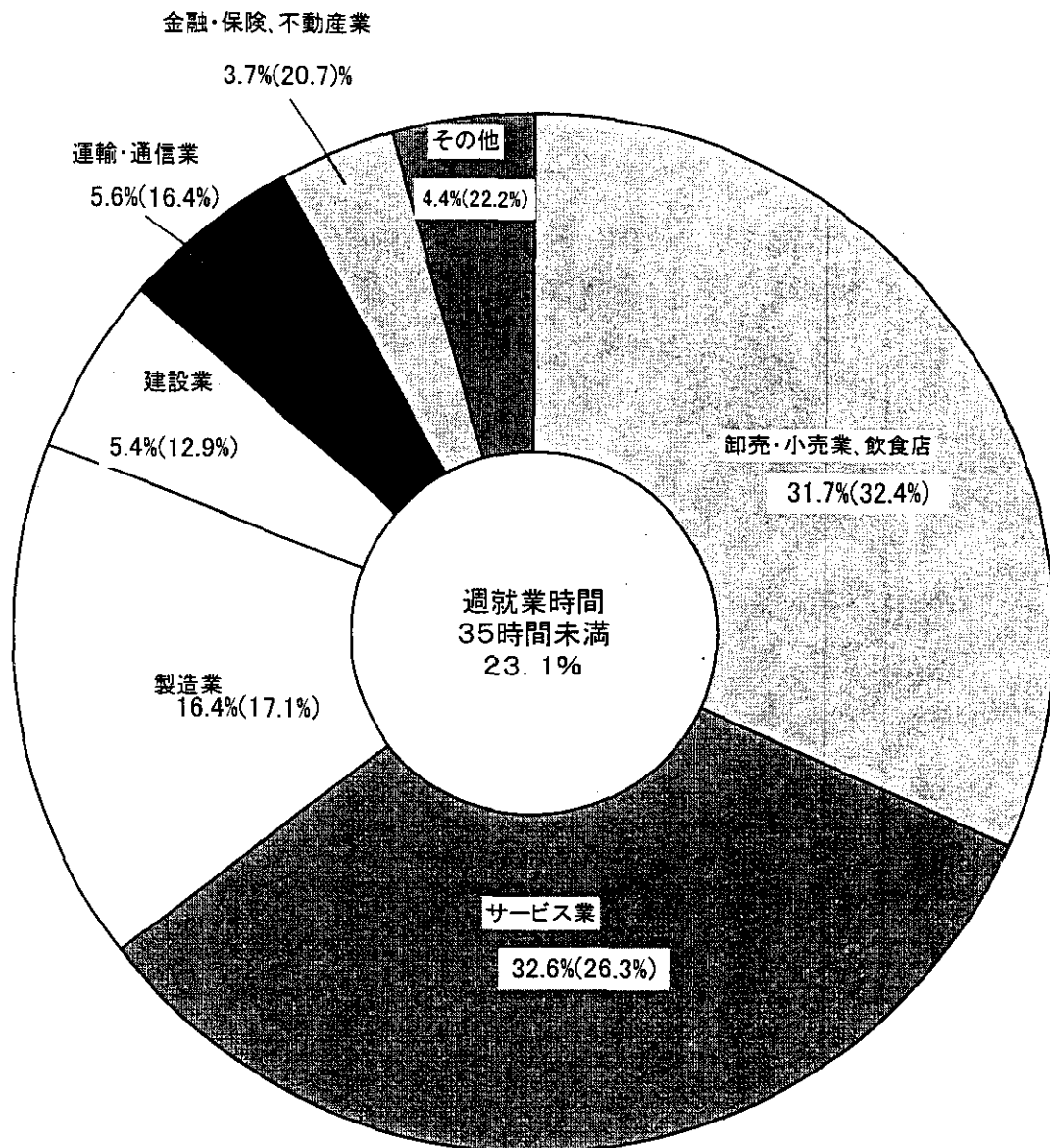
	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	年齢計	割合
(千人)													
人口	3,895	4,679	4,679	4,082	3,866	4,085	5,381	4,456	4,234	3,976	11,577	54908	100.0%
雇用者数	609	3,245	2,844	1,932	1,992	2,383	2,161	2,305	1,797	916	684	20868	38.0%
パート等労働者数	388	906	747	732	939	1,204	1,568	1,093	833	518	328	9236	16.8%

(出典) 総務庁統計局 「平成9年 就業構造基本調査報告」

(注) 「パート労働者等」については、雇用者のうち、民間の役員及び正規の職員・従業員のいずれにも該当しない者として計算した。

(注) 「パート労働者等」については、職場における呼称による分類であることから、厚生年金保険の適用と直接の対応はないことに留意する必要がある。

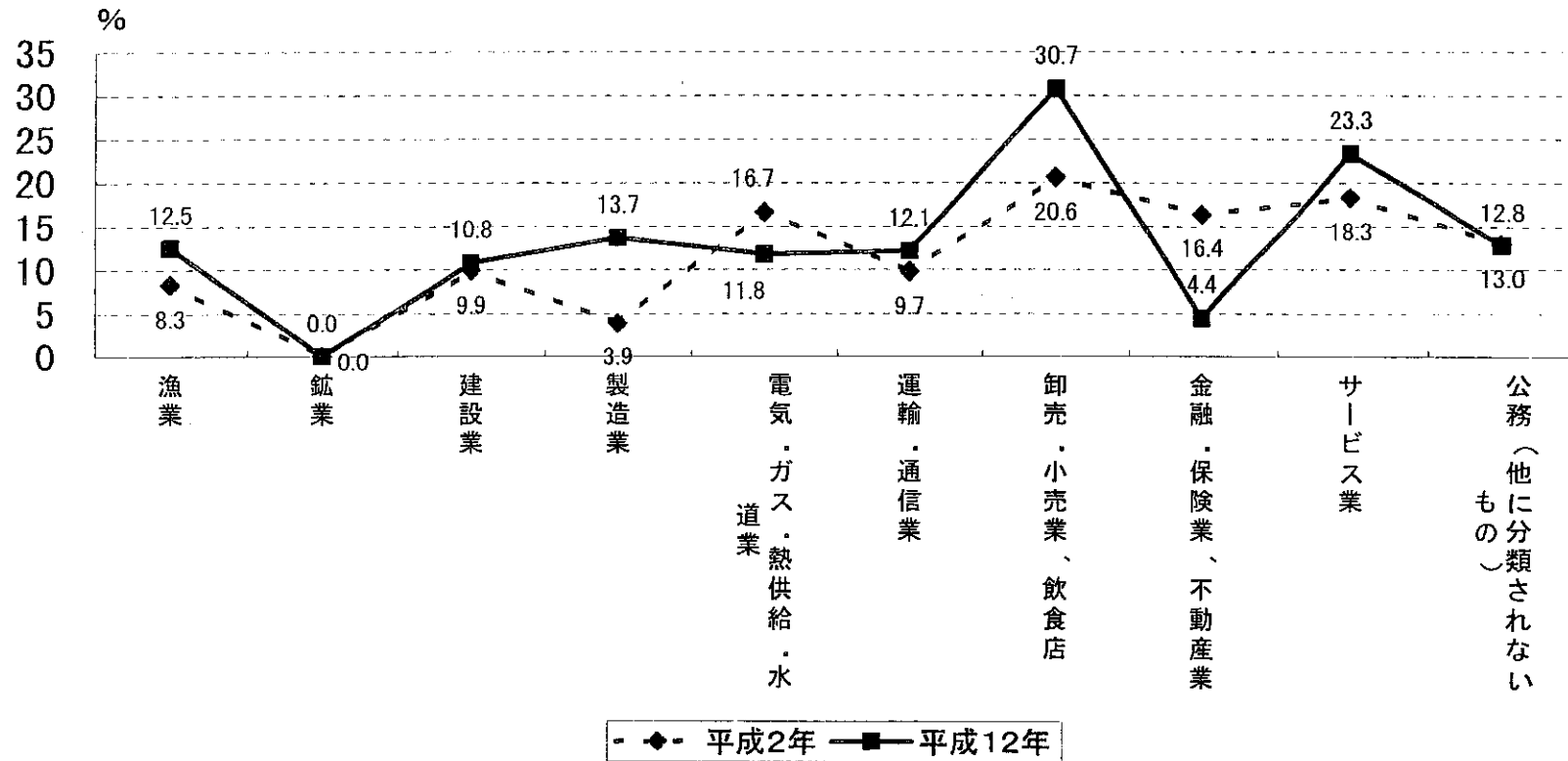
週就業35時間未満の者の分布(業種別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(平成13年)」

- (注1) 上記の割合は、「週就業時間が35時間未満である非農業雇用者(休業者を除く)」に占める割合である。
- (注2) ()内の数字は、業種別の雇用者(休業者を除く)に占める短時間労働者の割合
- (注3) 「卸売・小売業、飲食店」の内訳は、卸売業4.3%(14.4%)、小売業19.1%(36.8%)、飲食店8.4%(51.0%)
- (注4) グラフ中央の率は、非農業雇用者(休業者を除く)のうち、週就業時間が35時間未満である者の割合である

産業別 パートタイム労働者比率



(注)・パートタイム労働者とは、35時間未満(週当たり)労働者である。

・パートタイム労働者比率は各産業毎に、従業者全体に対するパートタイム労働者の割合である。

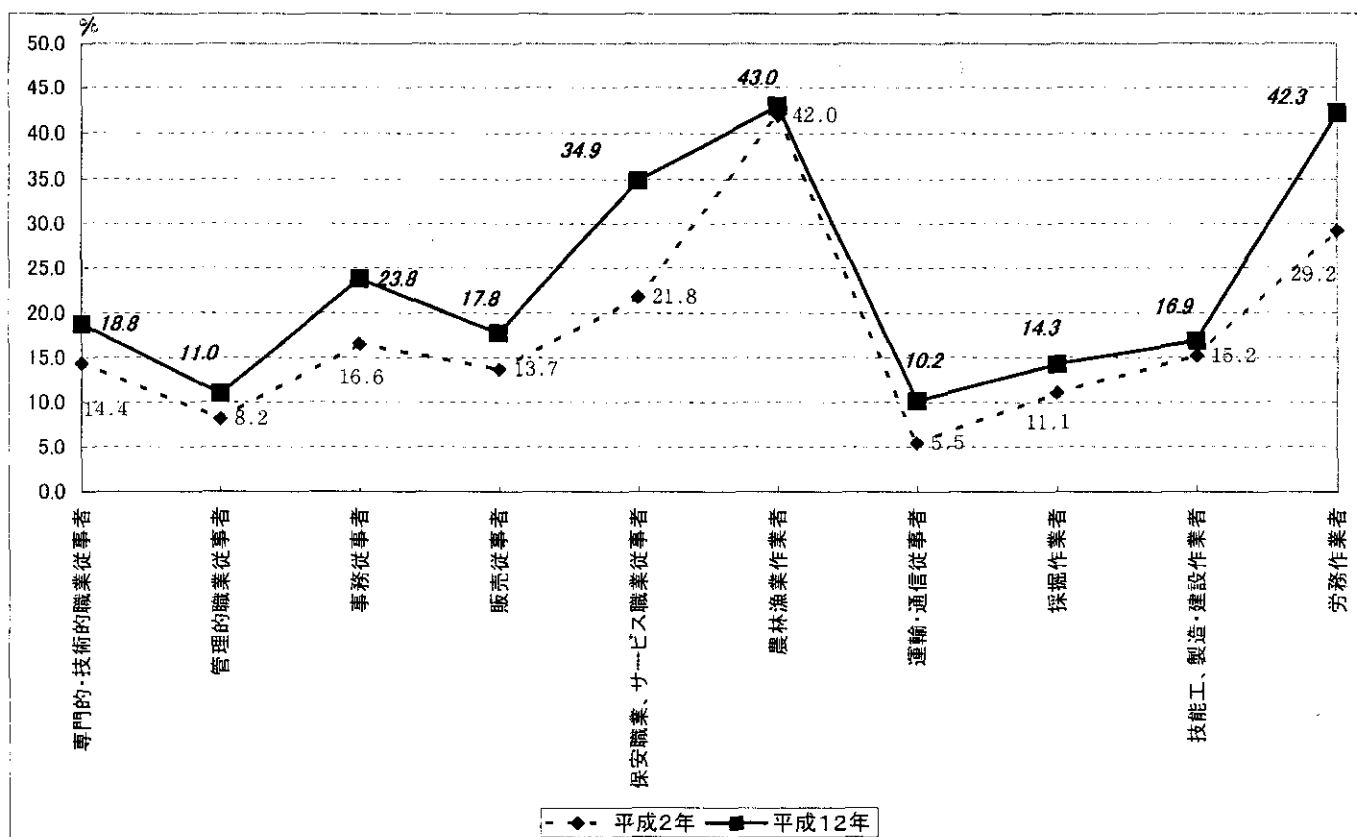
資料出所:総務省「労働力調査」(平成2年、12年)

職業別短時間従業者比率(男女計)

(単位:%)

	1985年	1990年	1995年	2000年
職業計	15.5	17.3	20.7	22.7
専門的・技術的職業従事者	15.0	14.4	17.1	18.8
管理的職業従事者	8.0	8.2	11.1	11.0
事務従事者	13.2	16.6	20.6	23.8
販売従事者	11.6	13.7	16.6	17.8
保安職業、サービス職業従事者	19.1	21.8	29.2	34.9
農林漁業作業者	36.7	42.0	43.8	43.0
運輸・通信従事者	5.7	5.5	6.7	10.2
採掘作業者	0.0	11.1	0.0	14.3
技能工、製造・建設作業者	13.7	15.2	17.2	16.9
労務作業者	27.4	29.2	37.7	42.3

(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)



性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額の推移

年	女 性			男 性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	855円	55.4
2年	989円	712円	72.0	1632円	944円	57.8
3年	1072円	770円	71.8	1756円	1023円	58.3
4年	1127円	809円	71.8	1812円	1053円	58.1
5年	1187円	832円	70.1	1904円	1046円	54.9
6年	1201円	848円	70.6	1915円	1037円	54.2
7年	1213円	854円	70.4	1919円	1061円	55.3
8年	1255円	870円	69.3	1976円	1071円	54.2
9年	1281円	871円	68.0	2006円	1037円	51.7
10年	1295円	886円	68.4	2002円	1040円	51.9
11年	1318円	887円	67.3	2016円	1025円	50.8
12年	1329円	889円	66.9	2005円	1026円	51.2

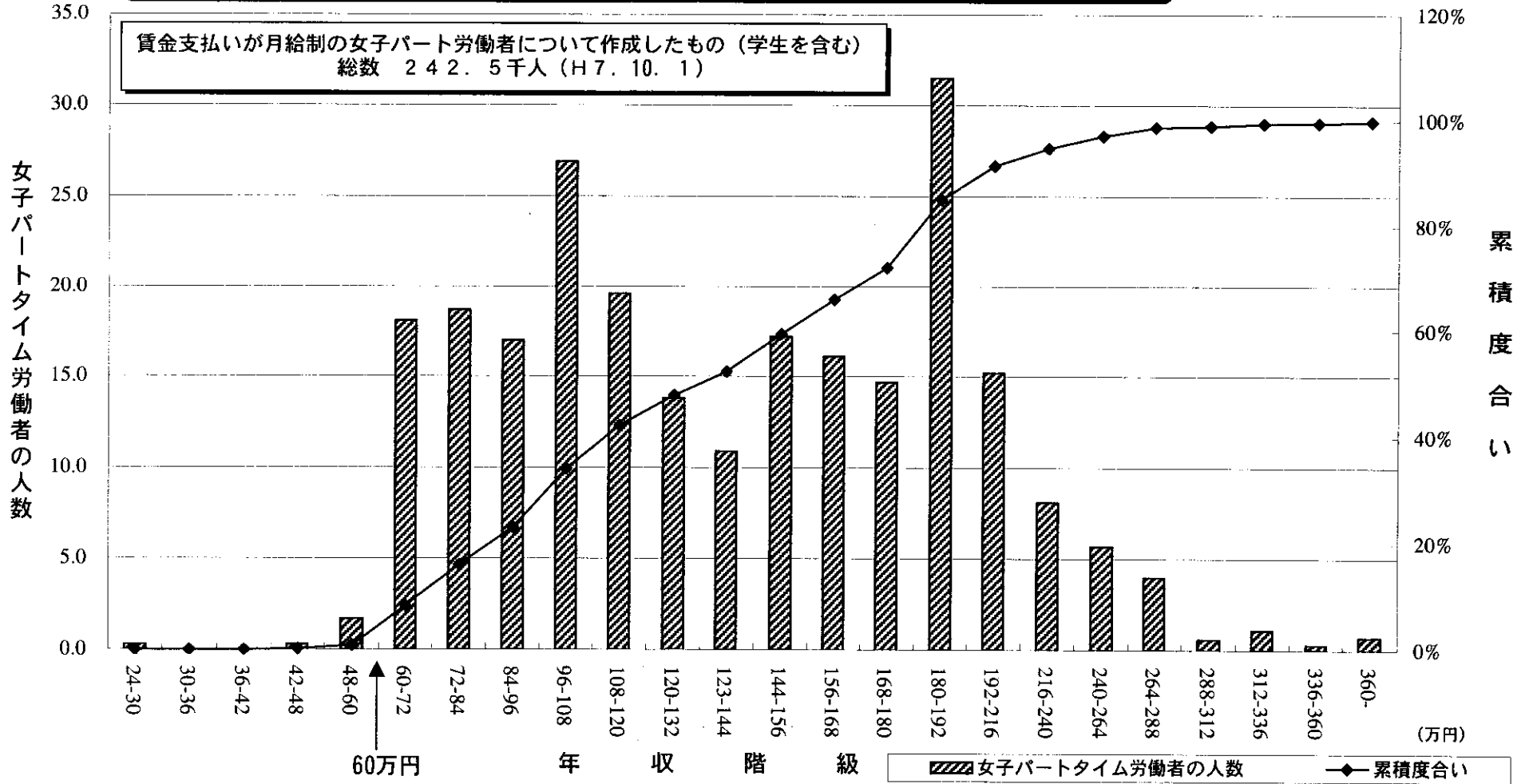
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

(注) 一般労働者の一時間あたり所定内給与額は、それぞれ該当する一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。
「一般労働者の一時間あたり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」
パートタイム労働者の一時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

女子パートタイム労働者の年収について（平成7年）

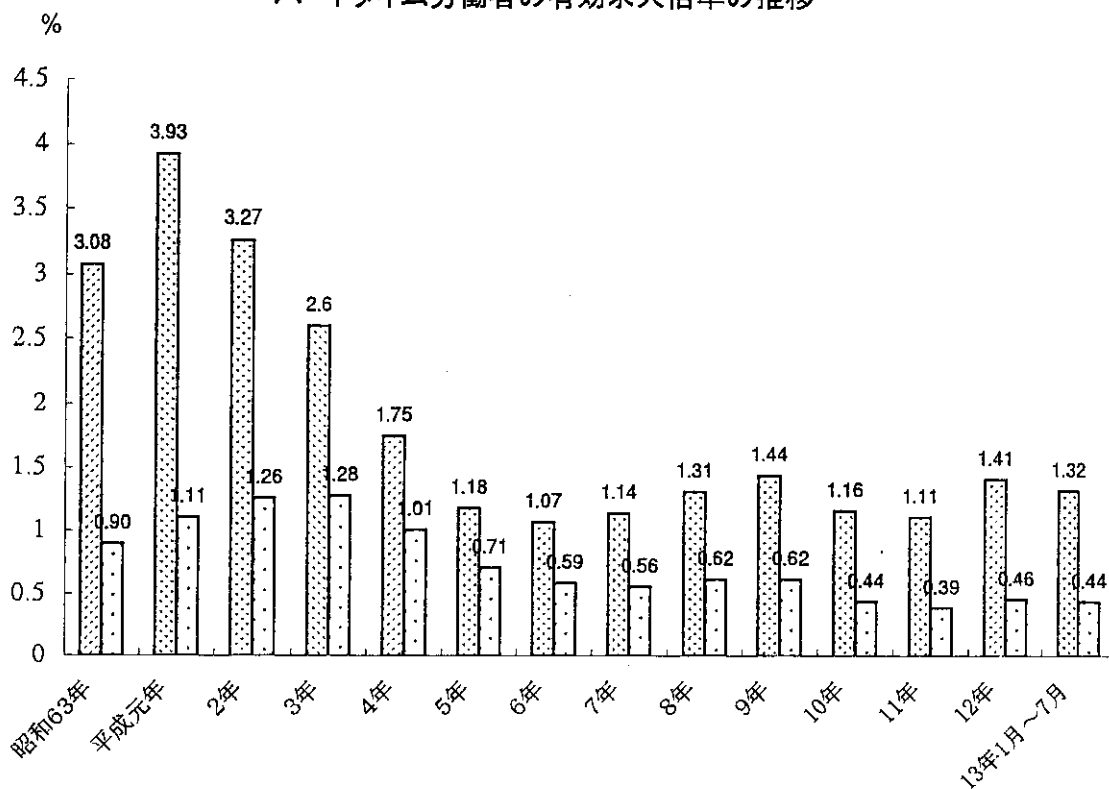
月給払いの女子パートタイム労働者のうち（116千人）48%が年収132万円未満である。
（被扶養配偶者の認定額=130万円未満）



（出典）労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

注）パート労働者 = 正社員以外の労働者で、名称に関わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。

パートタイム労働者の有効求人倍率の推移

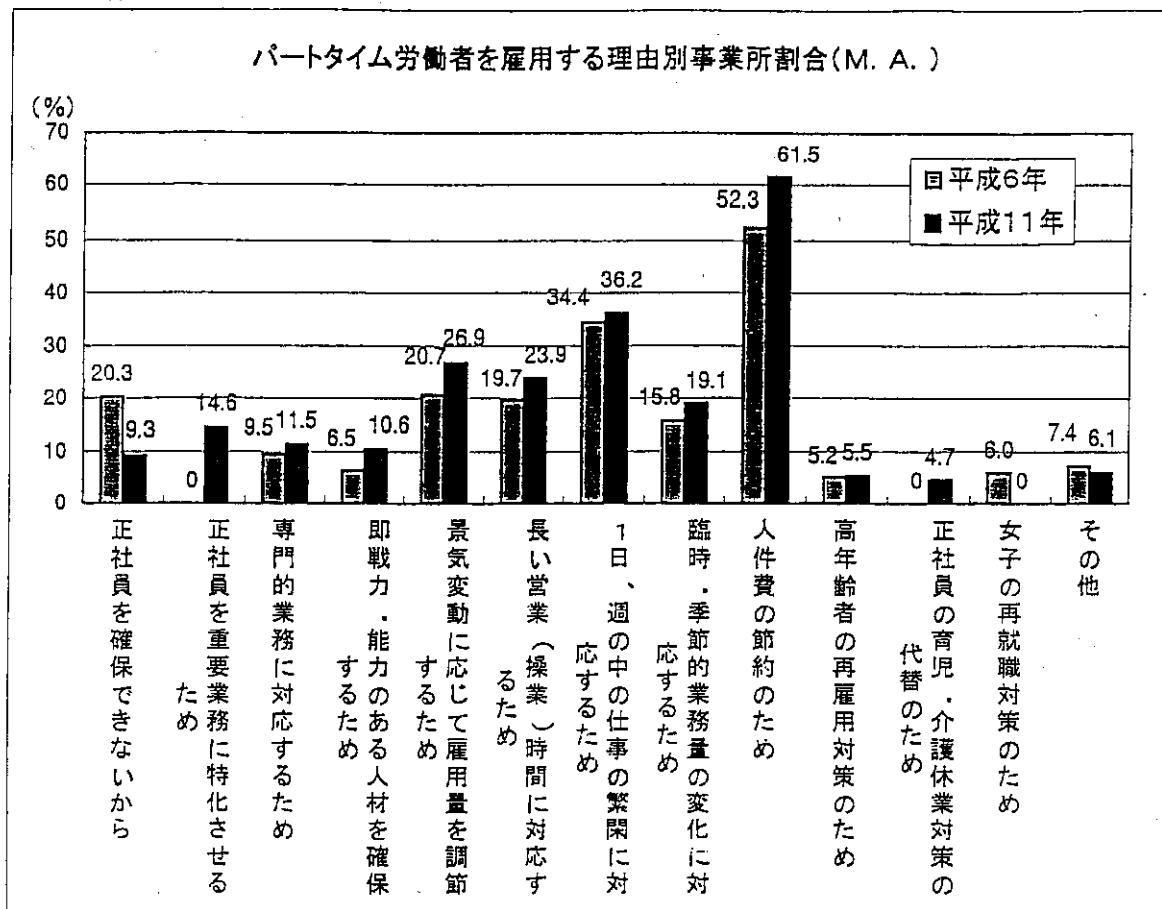


▨パートタイム労働者の有効求人倍率 □一般労働者の有効求人倍率

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1)有効求人倍率における「パートタイム労働者」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短い者をいう。

○事業所



資料出所:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」(平成11年)